

【参考資料】

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間をおいて町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略) (20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22) (略) (36) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間をおいて町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略) (20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22) (略) (36) (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	